

# とみおか

2015.10月 お知らせ版

Tomioka photo album



稲刈り (2007年10月撮影)

## 放射性セシウム濃度測定日のお知らせ

【ゲルマニウム半導体式核種分析装置(検出限界目標1ベクレル)】  
放射能検出に非常に有感な検出器により、小さい値も検出できます。

受付月	測定日	検体受領場所
10月	11月9日(月)、24日(火)	富岡町保健センター (本岡字王塚)
11月	12月18日(金)	
12月	1月12日(火)	

- ※富岡町内の水・土壌・果樹等を測定します。
- ※詳細は、申し込まれた方へ翌月初旬にご連絡いたします。
- ※測定結果の報告には1週間程度かかります。
- ▶申込み先 富岡町役場産業振興課  
☎0120-33-6466  
「ゲルマの測定の件」とお伝えください。

【簡易放射能分析装置(検出限界値 約20ベクレル)】  
20ベクレル以上の放射能を検出します。

実施施設	申込み先
富岡町役場郡山事務所	富岡町コールセンター ☎0120-33-6466
いわき支所	
大玉出張所	
三春出張所	

- ※三春ベクレルセンターでの検査は、8月末日で終了しました。
- ※各施設で予約を受け付けております。  
申込み先へご連絡をいただいた際に、希望する検査場所と「簡易検査器での放射能測定希望」とお伝えください。

## 無料調停相談会開催のお知らせ

福島富岡調停協会では、次の日程で無料調停相談会を実施します。  
秘密は厳守いたしますので、お気軽にお越しください。

- 【日時】 11月11日(水)  
10時から15時
- 【場所】 郡山市南一丁目応急仮設住宅内集会所  
(郡山市南一丁目94)
- 【内容】 借金、交通事故、不動産、相続、離婚、家庭内トラブルなど調停制度の手続き、利用方法について裁判所の民事および家事調停委員が相談をお受けします。

☎福島富岡調停協会

## 秋の行政相談週間

10月19日(月)から25日(日)の1週間は「行政相談週間」です。  
行政相談は役所(国、県及び市町村)や特殊法人などの仕事に関して、困っていることや要望したいことについて相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。  
相談週間中には「特設行政相談所」を開設しますので、お気軽にお越しください。

- 〈1日合同行政相談所〉  
平成27年10月20日(火) 10:30~15:30  
郡山市総合福祉センター5階 集会室  
(郡山市朝日1丁目29番9号)
- 〈行政困りごと特設相談所〉  
平成27年10月28日(水) 10:00~15:00  
イトーヨーカ堂福島店2階 エスカレーター前  
(福島市太田町13-4)

☎総務課 秘書広報係

# 11月15日(日)は 福島県議会議員一般選挙の投票日です

棄権しないで投票しましょう。

富岡町選挙管理委員会  
0120-33-6466

### 投票できる人

次の要件に該当し、富岡町の選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

- ① 日本国民である方
- ② 満20歳以上の方(平成7年11月16日までに生まれた方)
- ③ 平成27年8月4日までに富岡町に転入届を提出し、引き続き富岡町に住所を有している方

### 投票日当日(11月15日)の投票所及び投票時間

投票所	投票所住所	投票時間
富岡町役場郡山事務所 第二会議室	郡山市大槻町字西ノ宮40-3	午前7時～ 午後7時
いわき地区 多目的集会施設	いわき市平北白土字宮前8	午前7時～ 午後6時
泉玉露応急仮設 住宅第二集会所	いわき市泉玉露2-10-1	午前7時～ 午後6時

### 期日前投票制度をご利用ください

投票日に用事があり投票できない方は期日前投票ができます。

期日前投票所によって、投票できる期間・時間帯が異なりますのでご注意ください。

期日前投票につきましても、投票所入場券を忘れずにお持ちください。

期日前投票所(場所)	期間	時間
富岡町役場郡山事務所第二会議室 (郡山市大槻町字西ノ宮40-3)	11月6日(金)～ 14日(土)	午前8時30分～ 午後8時
いわき地区多目的集会施設 (いわき市平北白土字宮前8)	11月9日(月)～ 14日(土)	午前9時～ 午後7時
泉玉露応急仮設住宅第二集会所 (いわき市泉玉露2-10-1)	11月13日(金)～ 14日(土)	午前10時～ 午後7時
南一丁目応急仮設住宅集会所 (郡山市南1丁目94)	11月7日(土)	
富田町若宮前応急仮設住宅集会所 (郡山市富田町若宮前32)	11月7日(土)	
緑ヶ丘東七丁目応急仮設住宅集会所 (郡山市緑ヶ丘東7丁目27-1)	11月8日(日)	
安達太良応急仮設住宅第一集会所 (大玉村玉井字横堀平158-16)	11月8日(日)	
富岡町役場三春出張所 (三春町貝山字泉沢100-1)	11月7日(土)～ 8日(日)	
下高久応急仮設住宅集会所 (いわき市平下高久字下原178)	11月14日(土)	
福島県文化センター1階会議室 (福島市春日町5-54)	11月14日(土)	



### 投票所入場券

投票所入場券は11月5日(木)以降に郵送します。

なお、投票所入場券を紛失、または入場券が届かないなどの理由により、入場券を持たずに投票所に来た場合でも、本人確認をしたうえで投票できますので、投票所で受付に申し出ていただく。

### 候補者を紹介する選挙公報

候補者の経歴や政見を紹介する選挙公報は、11月10日(火)以降の発送を予定しています。

また、福島県ホームページからもご覧いただけます。

### 郵便による不在者投票

身体等に重度の障がいがある方は、自宅などから郵送で投票する不在者投票制度を利用できます。この制度を利用するには、町選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です。詳しくは町選挙管理委員会へお問い合わせください。

### ▼郵便で不在者投票ができる方

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が次のいずれかに該当する方
  - ・両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級もしくは2級
  - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級もしくは2級
  - ・免疫機能障害の程度が1級から3級まで
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度がいずれかに該当する方
  - ・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症まで
  - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が特別項症から第3項症まで
- ③ 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が必要介護「5」である者として記載されている方

### 指定病院(施設)における不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等施設に入院(所)している方は、入院(所)している病院(施設)で不在者投票をすることができ、病院長(施設長)にご確認ください。

### 投票日当日は送迎バスを運行します

11月15日(日)は、仮設住宅と投票所を結び、送迎バスを運行します。

時間や運行ルートは「選挙のお知らせ」または、町ホームページをご覧ください。

### 投票所入場券が変わります

投票所入場券の裏面に、期日前投票宣誓書を印刷しました。期日前投票を行う際は、宣誓書を事前に記入の上、持参されると受け付けが早く済みます。

※当日投票を行う際は、宣誓書の記入は必要ありません。

### 投票所入場券裏面

期日前投票宣誓書

私は、表面記載の選挙の当日、下記の事由に該当する見込みのため、以下の記載が真実であることを誓います。

氏名	記 載 年月日	平成 年 月 日
生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日	

※太枠内をご記入ください。

事 由	1号 仕事・学業・冠婚葬祭・その他	2号 投票区域外への外出・旅行・レジャー
	3号 病気・負傷・出産・歩行困難	5号 区域外の住所に居住

※該当する事由の番号を○で囲んでください。

### 期日前投票宣誓書

私は、表面記載の選挙の当日、下記の事由に該当する見込みのため、以下の記載が真実であることを誓います。

氏 名	記 載 年月日	平成 年 月 日
生 年 月 日	明・大 昭・平 年 月 日	

※太枠内をご記入ください。

事 由	1号 仕事・学業・冠婚葬祭・その他	2号 投票区域外への外出・旅行・レジャー
	3号 病気・負傷・出産・歩行困難	5号 区域外の住所に居住

※該当する事由の番号を○で囲んでください。

## インフルエンザ予防接種を希望する65歳以上の皆さまへ

町では、65歳以上の方と、60歳以上65歳未満で重い障がいのある方に対して、インフルエンザ予防接種の助成を行います。

期 間：平成27年12月31日まで

対象者：①富岡町に住民登録のある、接種日当日で満65歳以上の方

②富岡町に住民登録のある、接種日当日で満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害があり、日常生活が極度に制限される方(身体障害者手帳1級をお持ちの方)

助成額：全額助成(自己負担なし) ※助成回数は1回に限ります。

接種にかかる手続き：

《県内にお住まいの方》

昨年度接種された方には、9月末に個別に通知いたしました。

昨年度接種しておらず今年度接種を希望する方は、事前に町コールセンター(0120-33-6466)にご連絡ください。パンフレット、予診票、接種済証を送付いたします。また、富岡町役場郡山事務所・いわき支所・三春出張所・大玉出張所の窓口でも交付いたします。大玉仮設診療所で接種をご希望の方には、診療所で交付いたします。

《県外にお住まいの方》

原発避難者特例法により、避難先市区町村で避難先の住民の方と同じように接種ができます。まずは、避難先市区町村の予防接種担当窓口にお問合せください。

なお、市区町村によって助成額が異なり、自己負担金が生じる場合があります。自己負担が生じた場合には助成いたしますので、富岡町役場健康福祉課健康づくり係にご連絡ください。

図健康福祉課 健康づくり係 電話：0120-33-6466

## 相馬税務署からののお知らせ

## 〈平成22年分から平成26年分の所得税等の申告相談について〉

相馬税務署では、平成22年分から平成26年分の所得税(及び復興特別所得税)、消費税、贈与税及び相続税の確定申告がお済みでない方からの申告相談を受け付けております。

まだ申告がお済みでない方やご不明な点がある方は、まずは税務署までお電話によりお問合わせください。

## 〈東京電力(株)から支払いを受ける営業損害(将来分)に対する賠償金の所得税法上の取扱い等について〉

避難指示等により業務に従事することができなかったことやいわゆる風評被害などによる減収分に対して支払いを受ける賠償金は、事業所得等の収入金額になります。新たな営業損害賠償として一括で支払いを受ける営業損害(将来分)に対する賠償金<sup>※1</sup>については、一定の事実が生じた場合には精算することが予定されているため、その精算の対象期間(5年=60月)中の時の経過に応じ、精算の対象期間中の各年分の収入<sup>※2</sup>として事業所得等の収入金額に算入します(中小法人の収益計上時期についても同じです)。

※1 平成27年3月(避難指示区域外にあっては平成27年8月)以降将来にわたる損害に対して、減収率100%の年間逸失利益の2倍(避難指示区域外にあっては直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍)が一括して支払われることとされています。

※2 毎月、賠償金の額の60分の1相当額を60ヵ月にわたり事業所得等の総収入金額に算入することになります。

図相馬税務署 〒976-8602 相馬市中村字曲田92-2 電話 0244-36-3111



発行／富岡町  
編集／富岡町役場総務課秘書広報係

〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5  
TEL：0120-33-6466 FAX：024-961-3441

富岡町公式ホームページ <http://www.tomioka-town.jp/>  
富岡町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/town.tomioka.fukushima>

Eメールは富岡町公式ホームページの「メールはこちらから」をクリックし、各課あてにお送りください。



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。